

公益財団法人長岡京市緑の協会夢人生記念樹配布要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人生の記念を祝い、緑を大切にすることを育み、緑豊かな環境のまちづくりの一環として夢人生記念樹（以下「記念樹」という。）を配布し、あわせて緑豊かなまちづくりを推進していくことを目的とする。

(記念樹及び対象者)

第2条 配布する記念樹及び対象者は、次のとおりとする。

- (1) 誕生記念樹…新生児の保護者で長岡京市在住の市民で記念樹を希望される方。（出生から2歳（3歳の誕生日を迎える日の前日まで）以内
- (2) 結婚記念樹…結婚した者で長岡京市在住の市民で記念樹を希望される方。（婚姻届提出日から1年以内の方）
- (3) パートナーシップ記念樹…パートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを交付された長岡京市在住の市民で記念樹を希望される方。（交付された日から1年以内の方）

(記念樹の種類及び交付数)

第3条 記念樹の種類は、次に掲げるもののうちから交付対象事由1件につき1本の苗木とし、無料配布とする。

- (1) 誕生記念樹…市の木「モミジ」又は市の花「キリシマツツジ」
- (2) 結婚記念樹…市の木「モミジ」、市の花「キリシマツツジ」、「ガジュマル」、「モンステラ」
- (3) パートナーシップ記念樹…市の木「モミジ」、市の花「キリシマツツジ」、「ガジュマル」、「モンステラ」

(配布記念樹の申込み)

第4条 記念樹の配布を希望する者（以下「申込者」という。）は、ファクシミリ・はがきまたはメールにおいて、次の必要事項を明記のうえ、公益財団法人長岡京市緑の協会（以下「緑の協会」という。）まで申込みものとする。

- (1) 申込者の住所、氏名、電話番号
- (2) 新生児の氏名、生年月日
- (3) 婚姻の届出年月日、夫の氏名、妻の氏名
- (4) 受領証交付日、二人の氏名もしくは、通称名

(配布方法)

第5条 記念樹の配布方法は、緑の協会が指定する日時、場所で配布する。

(樹木の管理)

第6条 記念樹を屋外で管理する場合は、適正な管理に努めなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。
(誕生記念樹配布要綱の廃止)
- 2 誕生記念樹配布要綱(平成25年公益財団法人長岡京市緑の協会要綱)
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の誕生記念樹配布要綱の規定によりなされた手続き行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続き行為とみなす。

(附則)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。